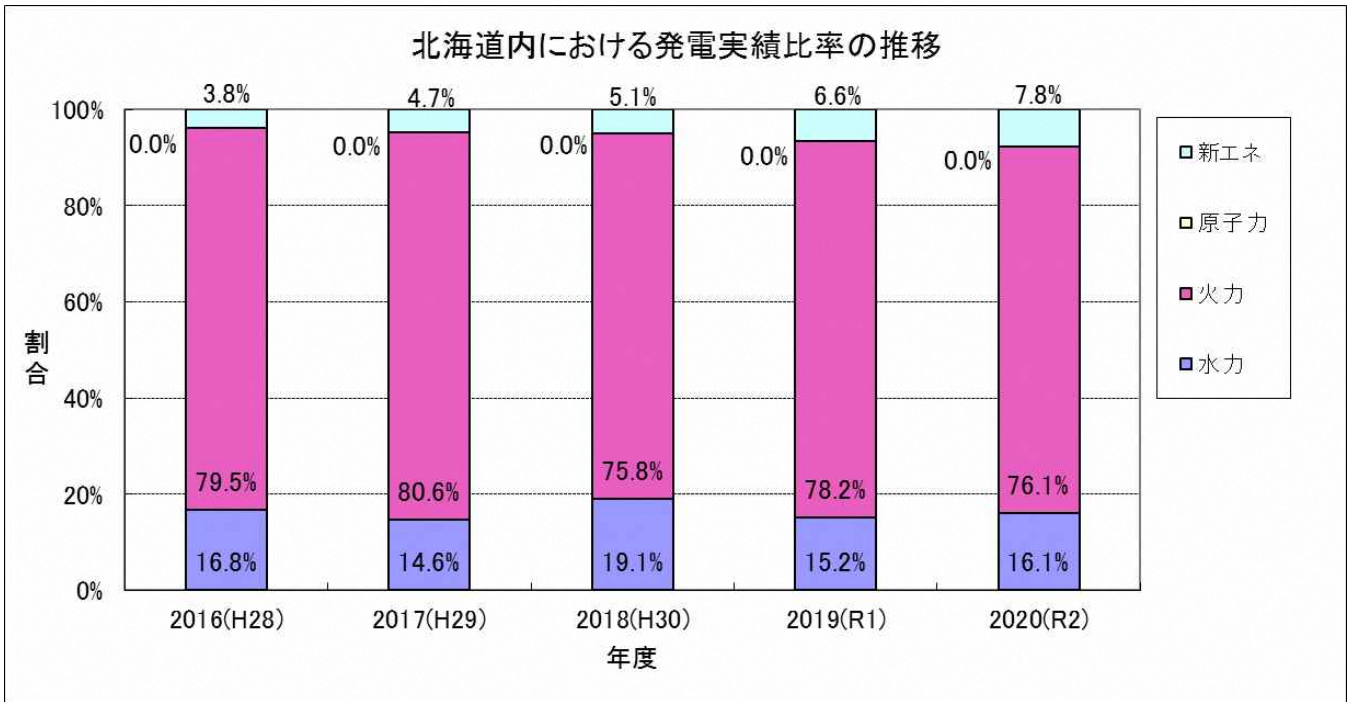


【補完データ】 北海道内における発電実績比率の推移

◆ 道内における新エネルギーの割合は、近年、増加傾向にあります。



(電力調査統計(資源エネルギー庁)から作成)

(3) 対策施策の実施状況評価

- 道内の新エネルギーによる発電施設は増加していますが、地熱や廃棄物発電施設の導入が横ばいとなっていることから、再エネの最大限の活用のため、化石燃料から、道内に豊富に賦存する地域資源を活用した再エネへの転換を促進し、自然災害へのレジリエンス向上や地域経済の活性化にもつながる、需給一体となった分散型エネルギーシステムの構築などを進める必要があります。
- 平成30年度のバイオマス利活用率は、廃棄物系バイオマスが 90.4%で、未利用バイオマスが 81.4%となっており、目標の達成に向けた有効活用が進んでいますが、本道の特徴であるバイオマスの利活用をより一層促進するため、関係者と連携し、地域特性に応じた利活用を推進するための事業化に向けた具体的な検討を進める必要があります。

4. 3 二酸化炭素吸収源としての森林の整備・保全等の推進

【推進計画の概要】

地球温暖化防止に積極的に貢献するため、二酸化炭素吸収源として、全国の森林面積の22%を占める森林の整備・保全を進めます。

4. 3. 1 二酸化炭素の吸収など森林の持つ多面的機能を持続的に発揮する森林や地域特性に応じた森林の整備・保全と道民参加による森林づくりの推進

【推進計画の概要】

森林の持つ二酸化炭素吸収・貯蔵機能が十分に発揮されるよう、森林の整備を着実に推進するとともに、森林づくりに対する道民や事業者等の理解を得ながら、道民の参加・協力による森林づくりを進めます。



(1) 主な事業の実施状況

事業名	森林環境譲与税の活用による森林吸収源対策の推進		
取組の主体	北海道	担当部局	水産林務部森林計画課
事業概要	○森林環境譲与税の活用による市町村が主体となった森林整備が進むよう、市町村の体制強化や市町村による森林整備への支援などにより、適切な森林の整備・保全の推進や木材等の利用促進等の森林吸収源対策を総合的に推進。		
R2の主な取組、進捗状況	・市町村において、森林環境譲与税を活用した間伐等の森林整備や公共施設等における木材利用などの事業を円滑に実施できるよう、市町村職員を対象とした研修会の開催や相談窓口の設置、道が保有する森林情報を共有するシステムの機能の充実などに取り組み、市町村を支援した。 ＜事業費 302,609千円の内数＞		
課題	・R3.3に改定した「北海道森林吸収源対策推進計画」に基づき森林吸収源対策を推進するにあたり、市町村による森林環境譲与税を活用した取組の促進を図ることが重要。		
今後の方向	・引き続き、道の譲与税を活用した取組を通じて、市町村を支援。		

事業名	全国育樹祭開催事業費(再)		
取組の主体	北海道・道民	担当部局	水産林務部全国育樹祭推進室
事業概要	○継続して森を守り育てていくことの大切さを伝えるとともに、本道発祥の「木育」を広く発信することを目指し、第44回全国育樹祭を本年10月に開催する。 ※ 新型コロナウイルス感染症対策に鑑み、開催をR2から1年延期(R2.6.26決定・公表)		
R2の主な取組、進捗状況	・全国育樹祭実施計画を策定するとともに、お手入れ会場におけるお手入れ樹木の管理、会場整備を実施。 ・気運醸成の取組として、1年前となる10月に記念育樹・カウントダウンボード除幕式等行事を実施。 ＜事業費 290,550千円＞		
課題	・新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況が続いているため、今後の様々な情勢に即応できるよう、さらなる感染対策が必要。		
今後の方向	・さらなる感染対策を徹底しながら、本年10月に全国育樹祭を開催する。		

事業名	合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業費(間伐材の生産、路網整備、造林)		
取組の主体	北海道・事業者	担当部局	水産林務部森林整備課
事業概要	○生産性向上等の競争力強化を図るため、合板・製材工場等の整備、原木を安定的に供給するための間伐材の生産、路網の整備等を一体的に推進する。		
R2の主な取組、進捗状況	・原木を安定的に供給するため、木材の搬出等に必要路網を50,508m開設した。 ＜事業費 1,110,555千円＞		
課題	・木材需要に応じて原木を安定的に供給するため、搬出間伐や路網整備等への支援が必要。		
今後の方向	・安定的に予算を確保し、計画的に森林整備を進める必要がある。		

事業名	森林整備事業<造林・林道>(森林環境保全整備事業・農山漁村地域整備交付金)		
取組の主体	北海道	担当部局	水産林務部森林整備課
事業概要	○森林整備及びその基盤となる路網整備を計画的に推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、もって森林環境の保全に資する。		
R2の主な取組、進捗状況	・森林の有する多面的機能の維持・増進を図るため、造林:7,422ha、間伐:14,437ha、路網開設・改良27,104mを実施した。(一般民有林) ＜事業費 10,270,221千円＞		
課題	・森林の二酸化炭素吸収機能による地球温暖化防止など、森林の多面的機能の発揮に対する道民の期待が一層高まっている。		
今後の方向	・安定的に予算を確保し、計画的に森林整備を進める必要がある。		

事業名	未来につなぐ森づくり推進事業費補助金、治山事業費(水源地域等保安林整備事業)、治山事業費(防災林造成事業)、森林づくりへの企業の参加促進【赤レンガチャレンジ事業】(再)、道漁連と市町村の連携による森林づくり活動への支援事業(再)、北海道植樹祭(北海道植樹の日・育樹の日推進事業費)(再)、道有林野事業(森林整備事業)、森林吸収エコビジネス推進事業費(再)、持続的林業確立対策事業費(間伐材生産、資源高度利用型施策、路網整備)
-----	--

(2) 関連指標及び補完データ等

指標等名	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	摘要
森林の蓄積と地球温暖化防止機能 (上段:蓄積、下段:炭素貯蔵量)	782 百万m ³ 310 百万 t-C 相当	793 百万m ³ 316 百万 t-C 相当	801 百万m ³ 320 百万 t-C 相当	815 百万m ³ 325 百万 t-C 相当	820 百万m ³ 327 百万 t-C 相当	目標数値等 R8 :835 百万m ³ 329 百万 t-C 相当
【評価】適切な森林づくりが計画的に行われた結果、森林の蓄積は順調に増加しており、目標の達成に向けて順調に推移。						

指標等名	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	摘要
森林所有者等が生物多様性保全のため特に森林の整備・保全を行う面積	8万 ha	8万 ha	8万 ha	8万 ha	9万 ha	目標数値等 R8:11万 ha
【評価】生物多様性の保全に特に配慮した森林の整備・保全を行う「生物多様性ゾーン」の面積は、着実に増加しているものの、目標達成に向けてはさらなる取組の促進が必要。						

(3) 対策施策の実施状況評価

<p><input type="checkbox"/> 森林の蓄積が順調に増加していますが、「生物多様性ゾーン」の面積は目標達成に向けてさらなる取組の促進が必要なことから、森林の有する多面的機能の維持・増進を図るため、適切な森林の整備・保全の推進や木材の利用促進等の森林吸収源対策を総合的に推進するとともに、市町村による森林環境譲与税を活用した取組を、一層促進していくことが必要です。</p> <p>また、道民や企業等に対して、森林や森林づくりに関する様々な情報を提供するとともに、森林とのふれあいプログラムの提供や民間企業と連携した森林づくりの取組を行うことなどにより、引き続き、道民や企業などによる森林づくりを進めることが重要です。</p>
--

4. 3. 2 木材及び木質バイオマスの利用促進

【推進計画の概要】

地域における木材の利用を促進するとともに、木質バイオマスエネルギーの利用技術の開発や利用施設の整備を促進します。



(1) 主な事業の実施状況

事業名	北の「木づかい」運動の展開【赤レンガチャレンジ事業】		
取組の主体	北海道	担当部局	水産林務部林業木材課
事業概要	○道産木材の幅広い利用を促進するため、企業や一般道民における「木づかい」の意識の醸成を図る「木づかい」運動を展開する。		
R2の主な取組、進捗状況	・各種イベント(環境広場さっぽろ2020(オンライン)、北海道産木材展(サッポロファクトリー)など)に参加し、道内で生産された木材を道内で加工・有効利用する「地材地消」の情報発信を行った。		
課題	・本事業自体の知名度が低いため、普及PRが必要である。		
今後の方向	・店舗やオフィス、生活空間など、身近な場所での木材の利用について企業等へ働きかけるとともに、イベント等での「木づかい」の普及PRや、木づかいの理解を深める「木の日パネル展」などを実施。		

事業名	木質バイオマス資源活用促進事業費(再)		
取組の主体	北海道・事業者	担当部局	水産林務部林業木材課
事業概要	○地域の森林資源の循環利用が期待され、低炭素社会の実現に有効な木質バイオマスの活用を促進するため、発電用木質バイオマスの安定供給体制確立に向けた効率的な林地未利用材の集荷・搬出方法及び流通体制の普及PRとともに、地域における熱利用拡大に向けた木質ペレット等家庭用ストーブ・業務用バイオマスボイラーの普及PR等を実施。		
R2の主な取組、進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・発電用木質バイオマスの安定供給体制を構築するため、林地未利用材の効率的な流通体制構築に向けた集荷・搬出拠点の設置効果(2ヶ所)の実証結果の普及及び事例調査(3ヶ所)に取り組んだ。 ・地域における木質バイオマスの熱利用を拡大させるため、家庭用ペレットストーブの展示会(8回)や工務店等向けの技術相談窓口の設置を行った。 <p><事業費 8,951千円></p>		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・発電用木質バイオマスを近隣の森林資源から調達することは運送に必要な化石燃料を削減する点でも重要であり、地域の木材流通実態に応じ、より多くの林業事業者が林地未利用材の集荷・搬出に取り組むよう、作業方法や流通体制等の普及PRが必要である。 ・家庭用暖房機器ユーザーにおける木質ペレットの認知度は高まっており、ペレットストーブ等導入住宅等の設計・施工業者に対する技術面での支援が必要である。 ・地域の熱利用施設において、地域の木質バイオマス資源を有効活用する小規模・高効率な木質バイオマスボイラーの導入促進が必要である。 		
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・発電用木質バイオマスの安定供給体制を構築するため、林地未利用材を継続的に集荷・搬出している林業事業者の取組事例や、効率的な流通体制の普及を図る。 ・木質バイオマスの熱利用拡大のため、ペレットストーブ等の家庭用暖房機器については、展示会の開催等による一般ユーザーへのPRと工務店等ストーブ設置業者からの相談体制構築による技術支援に取り組むとともに、木質バイオマスボイラー等の業務用燃焼機器については、市町村職員等を対象とする研修会等の開催により、公共施設等における導入促進を図る。 		

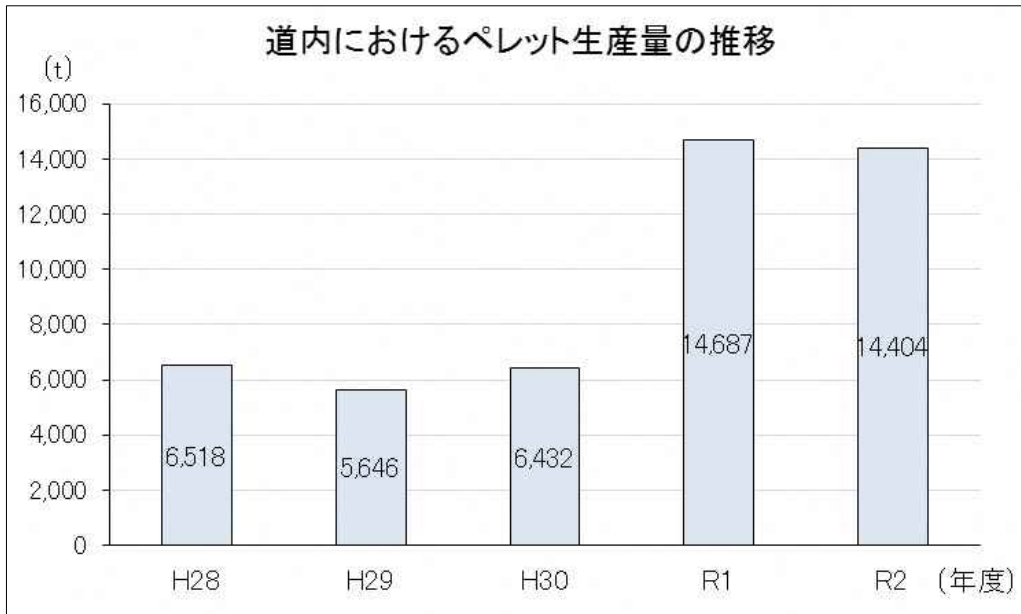
事業名	地域づくり推進費(地域づくり総合交付金-地域づくり推進事業)(再)、林業・木材産業構造改革事業費(うち 木質バイオマス利用促進施設の整備)(再)、木質バイオマス資源活用促進事業費(再)、<北の木の家>優遇ローン制度構築への支援協力
-----	---

(2) 関連指標及び補完データ等

指標等名	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	摘要
木質バイオマスエネルギー利用量	89 万m ³	109 万m ³	118 万m ³	138 万m ³	146 万m ³	目標数値等 R8:128 万m ³
【評価】林地未利用材利用促進の取組や発電施設の稼働により、木質バイオマスのエネルギー利用は順調に増加している。						

【補完データ】 木質ペレット生産実績 (北海道水産林務部調)

- ◆ 木質ペレットは、道内 17 工場で約 14,404 トン生産されています (R2年度)。また、道内には、木質ペレットストーブがR2年度までに 3,641 台導入されています。

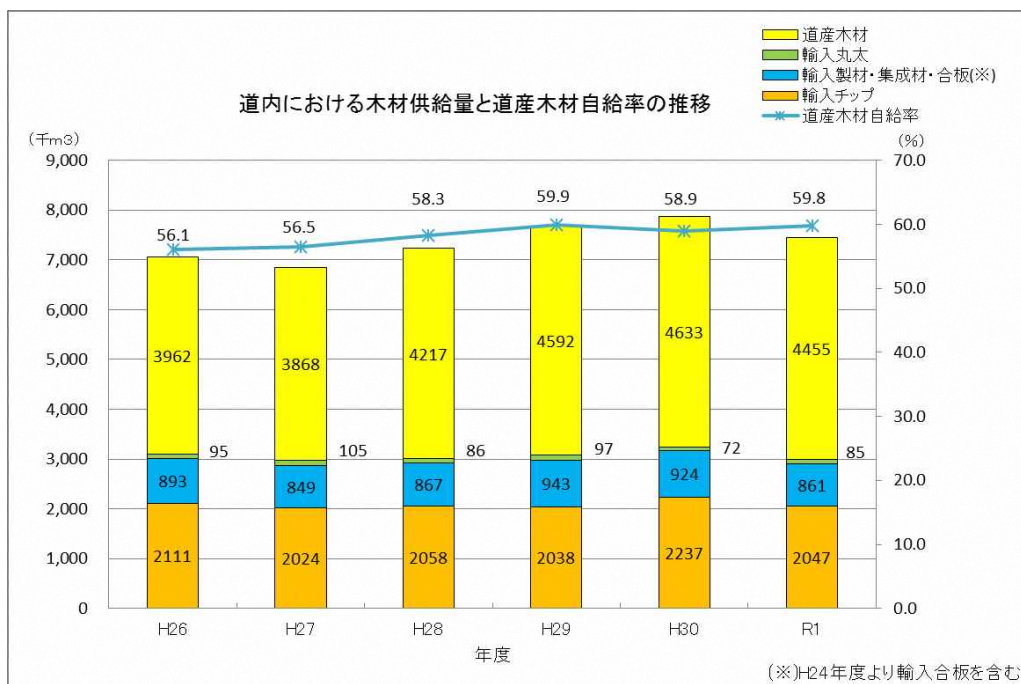


【参考】各年度の推計 CO2 削減量 (t-CO2)	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
	4,619	4,001	4,558	10,409	10,208

※推計 CO2 削減量:生産された木質ペレットを全て灯油に置き換えて燃焼した場合と比較して削減量を試算(北海道環境生活部調)

【補完データ】 道産木材自給率 (北海道水産林務部調)

- ◆ 道産木材自給率は微増となっています。



(3) 対策施策の実施状況評価

- 令和2年度の木質バイオマスエネルギー利用量は 146 万 m³ となっており、目標の達成に向けた有効活用が進んでいますが、本道に豊富に賦存する木質バイオマスのさらなる利用拡大に向けて、引き続き、林地未利用材の安定供給体制の構築と併せ、木質ペレットなどの木質バイオマスの利用拡大を促進することが必要です。

4. 3. 3 都市における緑地の保全などの推進

【推進計画の概要】

都市公園、街路樹等の整備など都市の緑地の保全や都市緑化を推進し、あわせて都市近郊の緑地を保全するほか、水辺の再生等による水と緑のネットワークを創出します。



森林づくりに対する道民意識を醸成する「道民1人30本植樹運動」の拡大を進めます。

(1) 主な事業の実施状況

事業名	みどり豊かな道づくり事業(道路新設改良費)		
取組の主体	北海道	担当部局	建設部維持管理防災課
事業概要	○沿道環境の向上及び道路利用の快適性を維持・増進するため、街路樹の補植・整備を行い、環境に配慮した道づくりを行う。		
R2の主な取組、進捗状況	・街路樹の補植等により、環境に配慮した道づくりを行った。 < 事業費 39,860千円 >		
課題	・特になし		
今後の方向	・引き続き、進捗を図る。		

(2) 関連指標及び補完データ等

指標等名	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	摘要
広域公園面積	1,385ha	1,385ha	1,385ha	1,385ha	1,385ha	
すぐれた自然地域の面積	895千ha	896千ha	896千ha	896千ha	907千ha	自然公園及び自然環境保全地域等の面積合計
【評価】広域公園面積は、近年横ばいで推移。すぐれた自然地域の面積は、近年横ばいで推移していたものの、令和3年3月の厚岸霧多布昆布森国定公園の新規指定に伴い増加。						

(3) 対策施策の実施状況評価

- 都市緑化による二酸化炭素吸収量は、近年、横ばいで推移していることから、引き続き、市町村と連携し、道内全域における緑地等の保全・創出という視点をとり入れた取組を進め、さらなる吸収源を確保することが必要です。

5 道内の取組状況

道内では、市町村、事業者、NPO などにより、地球温暖化対策のための様々な取組や調査研究が行われています。

こうした取組を把握するため、道が独自に、市町村、事業者及びNPO などにおける地球温暖化対策の取組・調査研究などについて実態調査を行うとともに、国や道から優れた取組として表彰された「北国の省エネ・新エネ大賞」や「北海道省エネルギー・新エネルギー促進大賞」、「北海道ゼロ・エミ大賞」を受賞した事業者などの状況を取りまとめました。

今後、こうした多様な取組を幅広く把握し、各主体との連携により、地球温暖化対策を推進する必要があります。

5. 1 道の事務・事業に関する実行計画

道では、温対法に基づき、道が自ら排出する温室効果ガスの抑制と、道民や事業者の取組の促進を目的に令和3年3月に「第5期 道の事務・事業に関する実行計画」（計画期間：R3～R12年度）を策定し、道の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に向け、環境配慮を徹底することとしています。

旧計画の第4期実行計画（計画期間：H28～R2年度）では、目標年度の2020(R2)年度における温室効果ガス排出量を、基準年度である2014(H26)年度の排出量に比べ16,000t-CO₂（5.4%）削減することを目標としています。

表6 第4期実行計画の温室効果ガス削減目標 (t-CO₂)

第4期実行計画			R1年度実績	
基準年度(2014(H26))排出量(A)	297,100	排出量(B)	252,523	
削減目標	削減量	▲ 16,000	削減量(B-A)	▲ 44,555
	削減率	▲ 5.4%	削減率((B-A)/A)	▲ 15.0%
目標年度(2020(R2))排出量	281,100			

表7 2019(R1)年度の温室効果ガス排出状況等 (t-CO₂)

区分	基準年度 (2014(H26)年度) の排出量 A	2019(R1)年度の状況			
		排出量 B	削減量 B-A	削減率 (%) (B-A)/A	
二酸化炭素	重油	71,674	65,430	▲ 6,244	▲ 8.7
	電気	175,486	139,818	▲ 35,668	▲ 20.3
	熱供給	3,479	3,638	159	4.6
	ガソリン	17,125	14,907	▲ 3,308	▲ 15.0
		軽油	4,885		
	小計	22,009	18,702		
	灯油	13,599	13,424	▲ 175	▲ 1.3
	その他の燃料	8,566	9,347	781	9.1
計①	294,814	250,359	▲ 44,455	▲ 15.1	
メタン等	メタン(CH ₄)	1,020	1,040	20	2.0
	一酸化二窒素(N ₂ O)	1,157	1,025	▲ 132	▲ 11.4
	ハイドロフルオロカーボン(HFC)	87	98	11	12.9
	パーフルオロカーボン(PFC)	0	0	0	—
	六ふっ化硫黄(SF ₆)	0	0	0	—
	三ふっ化窒素(NF ₃)	0	0	0	—
	計②	2,264	2,164	▲ 100	▲ 4.4
合計(①+②)	297,078	252,523	▲ 44,555	▲ 15.0	

※端数処理の関係上、内訳と合計が一致しない場合があります。

(1) 2019(R1)年度の温室効果ガス排出削減の状況

- ・ 温室効果ガス排出量(252,523t-CO₂)は、基準年度(297,100 t-CO₂)から44,555t-CO₂(15.0%)減少しました(表6(P.47))。
- ・ 二酸化炭素の区分別排出量は、基準年度に比べ、電気は35,668t-CO₂、重油は6,244t-CO₂、灯油は175t-CO₂の減少となりましたが、その他の燃料は781t-CO₂の増加となりました(表7(P.47))。

(2) 2019(R1)年度の道の率先行動の取組

- ・ 庁舎内の冷暖房の適切な管理とともに、夏季(6月~10月)の執務室における軽装(クールビズ)、暖房期間(11月~4月)の働きやすく暖かい服装(ウォームビズ)での執務の呼びかけを行いました。
- ・ 「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」や「事例に学ぶ!カイゼン★ナビ」に基づき、執務室内の減灯や昼休みの消灯、OA機器の待機電力の削減、エレベーターの一部停止など、継続して省エネ、節電に取り組みました。
- ・ 道の「グリーン購入基本方針」に基づき、公用車の新規購入や更新にあたり、ハイブリッド自動車などの次世代自動車を導入しました。
- ・ 道有施設の一部において、井水を利用した冷暖房システムや太陽光発電システムを導入したほか、使用する実習機械、研究機器を省電力タイプに入れ替えました。

5. 2 市町村の取組状況

- 温対法第21条では、全市町村に対し、地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定を義務づけており、道内で計画を策定している市町村は158市町村、策定率は約88%となっています。
- 地方公共団体実行計画(区域施策編)については、策定が義務づけられている札幌市、函館市及び旭川市を含む21市町村で策定し、温室効果ガスの削減に取り組んでいます。
- 市町村の地球温暖化対策に関する取組の実施状況としては、公共施設での省エネ・再エネ機器の導入など(太陽光発電システム、地中熱ヒートポンプ、木質ペレットボイラー、LED照明など)や、クールビズ、ウォームビズ、照明の消灯の取組が多く市の町村で実施されており、その他、地域住民や事業者等に向け、温暖化対策に資する賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE」を踏まえた普及啓発事業をはじめ、エコドライブ体験会の開催、環境家計簿などが行われています。
- また、既存住宅の省エネルギー化を目的とした改修工事への補助(小樽市、北見市ほか)や、街路灯・防犯灯のLED灯化への補助(えりも町ほか)、木質ペレットストーブの導入への補助(足寄町ほか)など、多くの市町村で省エネルギー・新エネルギー関連の助成制度を設け支援を行っています。
- 帯広市及び下川町は、2008(H20)年度に、ニセコ町は、2013(H25)年度に「環境モデル都市」として国から選定され(全国で23都市/2013(H25)年度末)、二酸化炭素などの温室効果ガスの大幅な排出削減など、低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて取組を実施しています。
- また、下川町は、2011(H23)年度に「環境未来都市」に選定され(全国で11都市・地域)、環境や超高齢化対応などに係る事例を創出し、それを国内外に普及啓発展開することにより、需要拡大や雇用創出などを図り、地域の活性化に向けた取組を進めています。
- 札幌市、ニセコ町、下川町は2018(H30)年度に、上士幌町は2021(R3)年度に「SDGs未来都市」に選定され(全国で124自治体/2021(R3)年5月現在)、ニセコ町、下川町、上士幌町については、特に先導的な取組として「自治体SDGsモデル事業」にも選定され(全国で40自治体/2021(R3)年5月現在)、SDGsの達成に向けた取組を進めています。
- 道内の36市町村が「バイオマス産業都市」に選定され、バイオマス発電の活用など、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指す地域として取組を進めています。

2013(H25)年度選定：十勝管内 19 市町村、下川町、別海町、釧路市、興部町
 2015(H27)年度選定：平取町
 2016(H28)年度選定：知内町、音威子府村、西興部村、標茶町
 2017(H29)年度選定：滝上町、中標津町、鶴居村
 2018(H30)年度選定：稚内市、浜頓別町、幌延町
 2019(R1)年度選定：八雲町
 2020(R2)年度選定：湧別町

- 道内の 22 市町村において、「2050 年ゼロカーボンシティ」を表明し、2050 年に温室効果ガス又は二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指しています。(2021(R3)年 11 月 30 日現在)
 なお、道においても、2020(R2)年 3 月に表明しています。

2019(R1)年度表明：古平町、札幌市
 2020(R2)年度表明：ニセコ町、石狩市、稚内市、釧路市、厚岸町、喜茂別町、鹿追町、羅臼町
 2021(R3)年度表明：富良野市、当別町、小樽市、紋別市、苫小牧市、足寄町、更別村、清水町、沼田町、旭川市、室蘭市、名寄市

※ 詳細は、参考資料を参照。

5. 3 事業者、NPO などの取組状況

- 道内の事業者、NPO などによる地球温暖化対策のための取組を振興局別にまとめています。地球温暖化防止の率先行動をはじめ、住民参加型の植樹活動や木質バイオマス発電の廃熱を利用したイチゴ栽培の取組、温泉排熱を利用したヒートポンプシステムの導入事業などといった、他の事業所の模範となるような優れた取組や先進的な取組、創意あふれる北海道らしい取組などが行われています。
- 温対法に基づき設置されている地球温暖化対策地域協議会では、イベントや環境展、市民講座などの事業を通じ、地域住民を対象に地球温暖化防止のための普及啓発事業を行っています。
- 令和 2 年度には、国や道から優れた取組として、道内 11 事業者が表彰されています。
- ・北国の省エネ・新エネ大賞：大賞 1 事業者、特別優秀賞 1 事業者、優秀賞 1 事業者
 - ・北海道省エネルギー・新エネルギー促進大賞：大賞 2 事業者、奨励賞 2 事業者
 - ・北海道ゼロ・エミ大賞：大賞 2 事業者、優秀賞 3 事業者

※ 詳細は、参考資料を参照。

5. 4 地球温暖化対策に関する調査研究

地方独立行政法人北海道立総合研究機構などが中心となって、地球温暖化対策に関する調査研究が行われており、令和 2 年度においては、16 項目 37 の事業が実施されています。

木質バイオマスエネルギーの高性能な供給・利用システムの開発や、未利用エネルギー資源利用技術の開発など、様々な調査研究が実施されており、これらの事業のほか、産学官の連携による調査研究も進められています。

こうした調査研究は、道が定めるガイドラインに反映されるなどの成果を得ており、また、調査研究の結果を踏まえ、実用化に向けた検討や技術の活用が期待されています。

※ 詳細は、参考資料を参照。

5. 5 北海道地球温暖化防止活動推進センターの活動状況

温対法に基づき、知事が、1999(H11)年 4 月に財団法人北海道環境財団(2012(H24)年 4 月 1 日より公益財団法人へ移行)を全国に先駆けて地球温暖化防止活動推進センターに指定し、地球温暖化防止に関する啓発・広報、民間の団体の活動支援、照会・相談への対応、情報提供活動などを実施しています。

[2020(R2)年度の主な活動]

- ・地球温暖化に関する広報、啓発
- ・地域活動及び自治体の取組支援
- ・地球温暖化ふせぎ隊
- ・道産カーボンクレジットの普及・活用支援
- ・全国地球温暖化防止活動推進センターとの連携

※同センターの活動実績等については、公益財団法人北海道環境財団のホームページをご覧ください。
 (URL : <http://www.heco-spc.or.jp/>)